

別表第1(第2条、第3条関係)

1 建築物

公益的施設	特定公益的施設
1 学校	すべてのもの
2 病院又は診療所	すべてのもの
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべてのもの
4 集会場又は公会堂	すべてのもの
5 展示場	すべてのもの
6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が200平方メートル以上のもの
7 ホテル又は旅館	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
8 事務所(保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署(以下「公益事務所」という。)を含む。)	用途面積が2,000平方メートル以上のもの(公益事務所についてはすべてのもの)
9 共同住宅、寄宿舎又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
10 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	すべてのもの
11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべてのもの
12 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	すべてのもの
13 博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
14 公衆浴場	用途面積が200平方メートル以上のもの
15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートル以上のもの
16 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべてのもの
17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	すべてのもの
18 工場	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの
20 自動車の停留又は駐車のための施設	すべてのもの
21 公衆便所	すべてのもの
22 公共用歩廊	1,000平方メートル以上のもの

ただし、1の項から21の項までに掲げる施設のうち2以上のもので構成されたもので用途面積が2,000平方メートル以上のものは、特定公益的施設とする。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

公益的施設	特定公益的施設
(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (2) 乗合自動車(道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため、その事業の用に供する自動車をいい、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)停留所 (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (4) 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (5) 海上運送法による輸送施設(船舶を除き同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	すべてのもの。ただし、乗合自動車停留所にあつては、1日の乗車人数が500人以上のものに限る。

3 道路

公益的施設	特定公益的施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他これに類するもの	すべてのもの

4 公園等

公益的施設	特定公益的施設
(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) (1)及び(2)に掲げる施設以外の公共の用に供される公園(自然公園を除く。)又は緑地 (4) 動物園及び植物園 (5) キャンプ場、遊園地その他これらに類するもの (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の規定により国及び地方公共団体以外の者が知事の許可を受けて行う都市計画事業による公園	すべてのもの

5 路外駐車場

公益的施設	特定公益的施設
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第11号に規定する特定路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による届出が必要なもの